

中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.3

2009年 3月 9日

JR東海労名古屋地方本部
発行者 丹羽成生

捏造と虚偽の主張を繰り返す会社！！

中山裁判第三回口頭弁論開催

3月9日、名古屋地方裁判所において、亀山分会・中山喜弘さんの不当配転撤回を求めた裁判の第三回口頭弁論が開催されました。中山さんは、ワンマン列車に乗務中「左側のドアスイッチを右手で扱った」ことを問題にされ「日勤教育」をさせられ、試験に合格しないことを理由にして「うどん屋」へ配転されました。

今回の裁判で中山さんは、①基本動作の変更は何ら合理的な根拠がない②日勤教育のなかで会社から基本動作の変更について何ら説明がないことを主張しました。

それを受けて、裁判官から会社に対し①基本動作の変更はいつ説明したのか②基本動作の合理的な根拠は何か③他社との比較においてどうなのか④業務命令違反について懲戒処分と配置転換を明らかにすることを求めました。

すなわち、裁判官は、いっさいの事実を隠蔽し、捏造し虚偽の主張を繰り返す会社に対して説明責任を求めたのです。

私たちは、このような会社を絶対に許すことはできません。



次回第4回口頭弁論は、5月29日16時から開催されます